

令和5年度

第4回福島県環境審議会議事録

(令和6年2月14日)

1 日時

令和6年2月14日（水）

午後 13時30分 開会

午後 14時50分 閉会

2 場所

杉妻会館3階 百合（福島市杉妻町3-45）

なお、一部委員はリモートにより参加した。

3 議事

- (1) 「(仮称) 福島県カーボンニュートラルの推進等に関する条例」の制定について
- (2) 水質汚濁防止法第3条第1項で規定する排水基準を定める省令等の改正に伴う
福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正について
- (3) 令和6年度水質測定計画について
- (4) 「福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」について

4 出席委員

委員22名中出席18名

安斎康史、飯島和毅、石庭寛子、植木和子、國分一幸、今野万里子、須佐真子、
高野イキ子、武田憲子、丹野淳、中野和典（議長）、新妻和雄、沼田大輔、橋口恭子、
肱岡靖明、舟木幸一、古川広子、油井妙子 以上18名（五十音順）

※ 上記のうち、安斎委員、今野委員、須佐委員、丹野委員、橋口委員、肱岡委員はリモートにより参加した。

5 欠席委員

丹野孝典、西村順子、藤田壮、門馬和夫
以上4名（五十音順）

6 事務局出席職員

(1) 生活環境部

今野一宏 カーボンニュートラル推進監兼次長
安藤靖雄 環境回復推進監兼次長
濱津ひろみ 環境共生課長
清野弘 水・大気環境課長
大野隆一 産業廃棄物課長
坂井俊文 生活環境総務課企画主幹

7 結果

(1) 開会

(2) 挨拶 鈴木生活環境部長（代読：今野カーボンニュートラル推進監兼次長）

(3) 議事

議事については、中野和典委員を議長として審議を進めた。なお、議事録署名人として、議長より高野イキ子委員と沼田大輔委員が指名された。

ア 「(仮称) 福島県カーボンニュートラルの推進等に関する条例」の制定について

事務局（環境共生課長）から資料1-1、1-2、1-3により説明し、飯島委員からの御指摘に対する修正については、3月の答申に向けて議長と調整する方向で了承された。

質疑等については以下のとおり。

【中野議長】

（主に、前回審議会でいただいた意見に対する対応を説明していただいた。）

【飯島委員】

どうもありがとうございました。私の意見の方も採用いただいてありがたいと思います。

やはり1点気になるのは、具体的な取組は計画の方で定めることにしていますよ、理解促進策のところもそうですね。資料1-2の10ページ(1)の理解促進策のところは、「情報の提供その他の必要な取組」しか書いていなくて、この辺もう少し何か書けないかなと思ったのですが、やはりそこも計画の方で具体的に定めますと。そうすると、計画の方が非常に重要になってくると思うのですが、その計画をどう策定するのか、それからその計画に対してこちらの審議会で議論することは可能なのか、計画の取扱について御説明いただければと思います。

【事務局（環境共生課長）】

はい。まず、計画でございますが、計画の策定、改定に当たりましては、この審議会でも審議いただくこととしておりますので、その中で御意見は改めていただきたいと考えております。

また、10ページ目の理解の促進に関する部分の記載でございますが、もうちょっと県として積極的な表現となるよう、若干修正を加えさせていただこうと考えております。

【飯島委員】

ありがとうございます。計画についてもこちらの方で議論する機会があるということとは非常にありがたいかなと。

それから、理解の促進策のところも、情報の提供はかなり一方的な、県の方からやっていただくのは非常に重要なことだと思うのですが、それが確実に事業者の方々、

本当にやりたいと思っている事業者の方々の行動に繋がるのかどうかというところが一番の鍵だと思います。その中間ですね、情報が実際に事業者の方々の行動に繋がるまでのサポートというところを、ぜひ工夫していただければいいかと思います。よろしく願いいたします。

【事務局（環境共生課長）】

承知しました。

【沼田委員】

丁寧の説明いただいてありがとうございます。石庭委員の意見を見ていて、改めて条例のタイトル、名前について、あまりよく考えていなかったなと思って。7月の資料を見て、これと同じ名前の条例の県は他にあるのかなと思ったら、そんなにないんだと。逆に、カーボンニュートラルというのが記載されている条例が、これまであまりないんだと見えるんですけど、この「福島県カーボンニュートラルの推進等に関する条例」という名前を考えられた理由、経緯について教えていただければと思います。

【事務局（環境共生課長）】

あくまでも仮称でございますが、我々、「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言いたしまして、それを実現するためにさまざまな取組を進めておりますので、そういった文言を盛り込みながら、条例の名称にしたいと考えて、仮称ではございますが、このような名称としておりますが、先ほども申しましたとおり、条例の中身とか今後やっていくことを踏まえて、相応しい名称となるよう考えてまいりたいと思います。

【中野議長】

やはり名前次第で、適応策なのか、緩和策なのか、中身にかかってくると思います。カーボンニュートラルということであれば、緩和策の視点で、付随する適応策も入ってくるという、そういう中身なのかなと私は理解しています。

名称については、またこれからということでも理解いたしました。

他にはいかがでしょうか。

皆さんからいただいた意見に対してですね、色々説明があつて、ここまできています。この素案がですね、先ほども事務局から説明ありましたように、3月の答申を目指した原案になっているということになりますので、まだ3月まで時間があるので、先ほど飯島委員の御指摘に対して、もうちょっと考えるというお話もありました。その辺は、事務局と私の方で調整するというところでよろしいでしょうか。

それでは、他に意見なければ、議事1の素案については、このような方向でということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、これで議事1については終了させていただきます。

**イ 水質汚濁防止法第3条第1項で規定する排水基準を定める省令等の改正に伴う
福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正について**

事務局（水・大気環境課長）から資料2-1、2-2、2-3、2-4、2-5により説明し、異議等なく了承された。

（意見無し）

ウ 令和6年度水質測定計画について

事務局（水・大気環境課長）から資料3-1、3-2、3-3、3-4、参考資料3-1、3-2により説明し、異議等なく了承された。

質疑については以下のとおり。

【中野議長】

このPFOSとかPFOAは聞き慣れないと思いますが、非常に低濃度でも有害な物質でして、神奈川県で水道水に混入していることがニュースに流れたりしたことを受けて、新たに環境省が実態把握を考えている物質であります。

今回、今までローリング方式で実施していたところに定点方式を追加する理解でよろしいでしょうか。

【事務局（水・大気環境課長）】

地下水については、県内全体を網羅的に把握する観点でローリング方式で令和3年度から監視してきました。今回、環境省の方針に沿って排出源となり得る施設の近辺を捉えられるように定点で地点を選定しています。

【中野議長】

資料3-4の27地点というのはいままでやってきた地点でしょうか。

【事務局（水・大気環境課長）】

これまでは、地下水10地点程度をローリング方式で行っていましたが、今回それとは別に定点方式で地点を選定するという事です。

具体的には、資料3-3の90ページを御覧ください。

ローリング方式というのはこれまでやってきたもので、要監視項目と言うことで環境基準になっていない項目について知見を集積することを目的にやっております、他の項目も併せてやっております。

「PFOS及びPFOA」について、定点方式を新たに追加しまして、27地点で実施したいと思っております。

エ 「福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」について

事務局（産業廃棄物課長）から資料4により説明がなされた。

質疑については以下のとおり。

【舟木委員】

県内でも西郷村、小野町の町長さんからも話がありまして、今回の条例制定につな

がったと思うんですが、1つお尋ねしたいのは許可対象として面積3,000㎡以上となっておりますが、量の規制はないのでしょうか、搬入する量についてです。

【事務局（産業廃棄物課長）】

今回、緊急的に条例を制定させていただくということです。スピーディーに制定させていただくということで、単純に面積3,000㎡以上ということだけで、規定をさせていただく考えでございます。それ以外の部分については、細かいところはあるんですが、基本的には面積で規制をかけるということでございます。

【中野議長】

例えば面積は3,000㎡未満だが高さが高いとか。3,000㎡には何か参考例があるのでしょうか。

【事務局（産業廃棄物課長）】

3,000㎡以上という規定ですが、今般、県南地域を中心に土砂の大量な搬入がされており、この大量の土砂の搬入については、他県でも条例を制定しておりまして、特に栃木県であるとか、茨城県であるとか群馬県でも、概ね3,000㎡以上の面積を基準にしております。今般、空白区間におかれているというところの危険性もあり、抑止をかけたいということで、これと同等というところの規制としたところ です。盛土規制法でも3,000㎡以上の許可面積としていますので、親和性があると思っております。また、国土交通省が令和5年5月に発表しました盛土等の安全対策推進ガイドラインにおいても、大規模な災害が想定される土砂等の規模として面積3,000㎡と記載されているところでありまして、このような数字を参考として3,000㎡以上と考えたところでございます。

【飯島委員】

2点ほどお尋ねさせていただきます。熱海の土砂崩れは谷筋を埋めたような、そういうようなケースだと思いますけど、そこでやっぱり問題になったのが許可した計画どおりに行われているのかどうかの確認、そこのところが欠けていたのではないかと、報道を見ると分かるかと思うんですが、今回のこの制度を見ると、最後の知事による安全基準の適合性検査というのがこの完了届出でいわれていますが、ここはきちんと、現地の確認を県が検査をされるのかどうかということ、あるいは完了届出の写真だけで判断してしまうとか、県の立入りがあるのかどうかということを教えてくださいたいというのが1点と、ものすごくずるいやり方をやろうと思ったら3,000㎡を1個でなくて、隣同士で1,500㎡を2個作ったらこれは許可の対象外になるのか。その許可の範囲はどう数えるのか、その2点を教えてくださいたいと思います。

【事務局（産業廃棄物課長）】

1点目でございますが、御指摘のとおり、計画どおりやらないで適当に盛土したり、埋立てしたりということがあります。知事による安全基準の適合性の検査については、現地に行くなり、実際に計画どおりになされているのかということを具体的に確認することを考えていく必要があります。ただ写真だけというのではなく、現地に赴いての確認が必要になるのではないかと考えているところでございます。

もう1点の面積の話ですが、3,000㎡までいかない場合は許可の対象にはなりません。何か所かに盛土を行い、一つ一つは3,000㎡に満たないが一連の埋立てや盛土をした場合で3,000㎡以上となるような場合は、一団の盛土、埋立ての行為となりますので、これは許可の対象になると考えております。

【國分委員】

住民への周知の部分で、テレビ映像等でも御覧になっていると思うんですけども、西郷では一般住宅がすぐ近くにあつて、ここに盛土するからという周知だけでいいのか、住民の同意的なものは必要ないのかお伺いします。

【事務局（産業廃棄物課長）】

資料にある手続きの流れについてですが、土地所有者の同意を得なければならないということでございます。土地については相続放棄とか、そのままにされている土地などがございまして。あるいは法人であれば管理が行き届かないというところがございます。それでもきちんと盛土を行う場合は土地所有者の同意を得なさいという規定を考えてございます。

住民に対する周知ということでございますが、当然、このような大量の盛土事案が発生した場合は、周辺の住民が不安に思う面がございます。そのためにも許可をする前に、例えば、説明会を開催して住民の方に説明を尽くす、あるいは文書できちんとした説明を掲示するなり回覧する、あるいは戸別に訪問して説明するなど、住民にきちんと説明するよう条例に盛り込んでおります。

【事務局（環境回復推進監兼次長）】

補足させていただきます。委員からは、周辺の住民の方の同意を得るかどうかという話だったと思うんですけども、同意については義務にしてはございません。あくまで私人の経済行為、そこに制限を加えるという観点から、安全に行ってもらおうということを中心に基準を設けてやってもらうという許可制を取ったという形でございます。ただ、住民の方々に不安を抱かせないように、きっちり説明をしてもらうことは義務化しております。

【事務局（生活環境総務課）】

オンライン参加の今野委員からチャットにて御質問が届いています。「知事による適合性の検査の項目は国等で定められたものがあつて、それに基づいて検査を行うということなのでしょうか。何を根拠に検査が行われる予定なのか、教えていただきたい」ということです。

【事務局（環境回復推進監兼次長）】

構造上の安全基準につきましては、別途規則で定めることとしております。規則につきましては、例えば他県における同様の条例の基準を参考にしつつ、盛土規制法との整合性を図りながら、基準について現在作成中でございます。

【中野議長】

ありがとうございます。はい、他にはいかがでしょうか。なければ事後報告的なこともありましたが、皆さんにも御確認いただいたということになるかと思ひます。

(4) その他

【中野議長】

これで本日予定していた議事は全て終了いたしました。その他、委員の皆様及び事務局から何かございますか。

【事務局（生活環境総務課）】

事務局の生活環境総務課でございます。

資料「暮らしと環境の県民講座」令和5年度実績という資料をお配りしております。

今年度1年間かけて「暮らしと環境の県民講座」を実施して参りました。表にありますとおり全部で22番までいって参りまして、21団体様の方からお申し込みをいただきました。この中で今年度から裏面のちらしにもありますが、これまで我々生活環境部の環境部門だけで行っていた出前講座ですが、企画調整部のSDGsの取組と非常に親和性が高いということで、一緒になってパッケージにして出前講座を実施して参りました。その結果として、昨年度環境部門だけでやりました出前講座ですと12団体の400名だったんですが、コラボ出前講座の効果もありまして、3倍の人数になり、実績が上がっております。

表のとおり、県中地区商工会女性部ですとか、福島大学というように、この審議会の委員の皆様にも御活用いただきました。誠にありがとうございます。

その結果を受けまして、セットでやることでより御活用いただけるのではないかとということで、令和6年度も引き続きコラボ出前講座を実施したいと考えております。委員の皆様におかれましては、周辺等にお声がけいただきまして、御活用いただければと思います。私からの報告は以上になります。

【中野議長】

本件、報告ですが、何か御質問ございますか。

特にないようなので、以上をもちまして本日の内容は全て終了となります。円滑な審議に御協力いただきましてありがとうございました。

(5) 閉会

【事務局（生活環境総務課）】

中野会長、委員の皆様、ありがとうございました。

本日の審議結果を踏まえまして、議事1～3につきましては、本日審議会で頂戴した御意見等の内容を事務局で整理させていただき、会長との調整の下で、答申をいただきたいと思っております。

また、議事2、3につきましては本日の審議会で頂戴した御意見等の内容を事務局で整理させていただき、中野会長に御確認いただいた上で、環境白書等のとりまとめを行ってまいります。

なお、昨年9月の審議会でお話させていただいた環境白書の資料編完成版につきましては2月7日に公表を行っておりますので、御承知おきください。

以上で、福島県環境審議会を終了いたします。本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございました。